

岩手県告示第 299 号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

第 3 条第 2 号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。